

(添付資料1) 想定されるリスクと責任分担

凡例:「○」主たる負担者 「△」従たる負担者

項目	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担	
			市	事業者
契約締結	入札説明書	入札説明書等公表資料の誤り、内容の変更に関するもの	○	
	応募	応募費用に関するもの		○
	事業者の責に帰すべき事由により、契約が結べない、または契約手続に時間がかかる場合	事業者の責に帰すべき事由により、契約が結べない、または契約手続に時間がかかる場合		○
		市の責に帰すべき事由により、事業者と契約が結べない、または契約手続に時間がかかる場合	○	
制度関連	議会	事業者の事由による議会の不承認、遅延		○
		上記以外の事由による議会の不承認、遅延	○	
	政治・行政	市の政策変更による事業の変更・中止など	○	
		法制度・税制度・許認可の新設・変更に関するもの（本件事業に類型的または特別に影響を及ぼすもの）	○	
		消費税の変更に関するもの	○	
		法制度・税制度・許認可の新設・変更に関するもの（上記以外のもの）		○
	許認可取得	市が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
		事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
	住民問題	市が行う測量・調査及び施設の設置・運営に対する住民反対運動・訴訟・要望に関するもの	○	
		事業者が行う調査、工事、維持管理に係る住民反対運動、訴訟、苦情、要望等に関するもの		○
	環境問題	市が行う業務に起因する環境の悪化	○	
		事業者が行う業務に起因する環境問題（有害物質の排出、漏洩、工事に伴う水枯れ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、光・臭気等）に関するもの		○
社会	第三者賠償	事業者の業務に関する事故等		○
		上記以外の事故等に関するもの	○	
	不可抗力	不可抗力による損害（* i）	○	△
	金利変動	設計・建設期間の金利変動		○

* i 原則、市の負担とするが一定の金額・割合等までは事業者が負担する。

大宮区役所新庁舎整備事業
入札説明書【添付資料1】

項目	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担	
			市	事業者
共通	金利変動	維持管理・運営期間中の金利変動 (*ii)	△	△
	物価変動	設計・建設段階の物価変動 (*iii)	△	△
		維持管理・運営期間中の物価変動 (*iv)	△	△
	債務不履行	市の債務不履行による中断・中止	○	
		事業者の債務不履行による中断・中止		○
	資金調達	市が確保すべき必要な資金の調達に関するもの	○	
		事業者が確保すべき必要な資金の調達に関するもの		○
計画段階	測量・調査	市が実施した測量・調査の不備によるもの	○	
		上記以外に関するもの		○
	計画・設計・仕様変更	市の責に帰すべき事由による変更・遅延	○	
		施設利用予定者等からの意見徵収の実施に関連する変更・遅延	○	
		事業者の責に帰すべき事由による変更・遅延		○
建設段階	用地	用地の取得が遅延し、または取得ができなかったことに関するもの	○	
		計画地の土壤汚染、埋蔵物などに関するもの	○	
		当初調査では予見不可能な地質・地盤状況の結果、工法、工期などに変更が生じた場合	○	
	工事費増大	市の指示、市の責に帰すべき事由による工事費の増大	○	
		事業者の責に帰すべき事由による工事費の増大		○
	工期遅延・未完工	市の指示、市の責に帰すべき事由による工期遅延・未完工に関するもの	○	
		事業者の責に帰すべき事由による工期遅延・未完工に関するもの		○
	工事監理	工事監理に関するもの		○
	引渡前損害	工事目的物の引渡し前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○

* ii 事業期間中、施設引き渡し日から 10 年後に基準金利の見直しを実施する。見直し時点以外の時点での金利変動は事業者が負担する。

* iii、 iv 基準値を定め、基準値を超えた部分につき市が負担する。

大宮区役所新庁舎整備事業
入札説明書【添付資料1】

項目	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担	
			市	事業者
	要求性能の未達	施設完成後、市の調査により要求性能不適合（施工不良を含む。）が発見された場合		○
維持管理	計画変更	市の指示による事業内容・用途の変更に関するもの	○	
	要求水準の未達	要求水準の不適合によるもの		○
	維持管理費	市の指示に起因する維持管理費の増大	○	
		市の指示以外の要因による維持管理費の増大（物価変動によるものは除く）		○
	施設瑕疵	瑕疵担保期間内に発見された施設の瑕疵に関するもの		○
		瑕疵担保期間終了後に発見された施設の瑕疵に関するもの	○	
	施設損傷	市の責に帰すべき事由による施設の損傷に関するもの	○	
		施設の劣化に対して事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷に関するもの		○
		上記のほか、事業者の責に帰すべき事由による施設の損傷に関するもの		○
		第三者（利用者）の過失など、市、事業者のいずれの責に帰すべからざる事由による施設の損傷に関するもの（*v）	○	△
	技術革新	設備等における技術革新による技術の陳腐化リスク	○	
維持管理・運営段階	計画変更	市の指示による事業内容や用途の変更等に起因する費用負担及び業務内容の変更に関するもの	○	
	要求水準の未達	要求水準の不適合によるもの		○
	運営費増大	市の指示に起因する業務量及び運営費の増大	○	
		市の指示以外の要因による業務量及び運営費の増大（物価変動によるものは除く）		○
	需要変動	カフェ、コンビニ及び自動販売機に関する需要変動		○
	利用者対応	事業者の業務範囲についての利用者からの苦情やトラブル等への対応		○
		上記以外の利用者からの苦情やトラブル等への対応	○	
	個人情報保護	事業者の責に帰すべき事由による利用者の個人情報の流出等に関するもの		○
		上記以外の事由による利用者の個人情報の流出等に関するもの	○	
移管	移管手続	事業期間終了に伴う業務移管、事業会社清算等に関するもの		○

*v 市の付保する保険の補償範囲外に対し事業者が提案により付保する場合は、当該保険の補償の範囲で事業者が負担する。